



令和4年9月9日

## 領収印の紛失について

当市が彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務を委託している株式会社エコシティサービスから「同社社員が、彦根市から貸与されている領収印を紛失した」との報告がありました。詳細は以下のとおりです。

委託業者に対しては、改めて業務関係書類・備品ならびに個人情報の管理について厳正に取り扱うよう周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1 紛失物

領収印（収納印番号 80）【水道料金徴収受託事業者用】

#### 2 発覚日時

令和4年9月8日（木曜日） 12時頃

#### 3 状況

令和4年9月8日に株式会社エコシティサービス彦根営業所所長が社員に領収印（総数7個）の提出を求めたところ、同社社員が業務用鞆の中に入れておいた領収印が1つない事に気付き、社員数名で事務室内および当該社員が訪問した場所および経路を探索しましたが、発見できませんでした。そのため、同社所長が13時頃に彦根警察署に遺失物の届け出を行いました。

当市に対しては、令和4年9月8日14時30分頃に同社から報告があり、これを受け、再度、十分に検索するよう指示しましたが、現在も発見に至っておりません。

また、該当の領収印については、最終使用日が令和4年8月2日であることが判明しており、その後の使用の形跡はありません。そのため、紛失日の特定には至っておりません。

なお、現在のところ、紛失した領収印が悪用された事例は確認されていません。

#### 4 再発防止策等

委託業者に対し、領収印を含めた貸与品・支給品の管理について、改善を求めるとともに、市に対して定期的な報告書の提出を求めることとし、再発防止に努めます。

また、紛失した領収印（収納印番号 80）については、令和4年9月9日付けで収納印保管簿において廃番処理を行い、その効力を無効といたしました。

#### 問い合わせ先

上下水道業務課 担当：田中、藤本雅

電話：0749-22-2722

FAX：0749-24-4054

E-mail：(上下水道業務課)

[yjogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:yjogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp)